

令和7年2月北九州市議会定例会議案

議案番号	件名	ページ
議案第70号	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	1

議案第70号

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課限度額等を変更するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第13条中「65万円」を「66万円」に改める。

第14条の9中「24万円」を「26万円」に改める。

第20条第1項中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同条第2項中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

第20条の4第1項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第2項後段中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第3項後段中「65万円」を「66万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第13条、第14条の9、第20条及び第20条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条 第11条の基礎賦課額は、<u>6万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第14条の9 第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>26万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 市長は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この条において同じ。）現在において世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）につき算定した地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の3第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用があ</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条 第11条の基礎賦課額は、<u>6.5万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第14条の9 第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 市長は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この条において同じ。）現在において世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）につき算定した地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の3第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用があ</p>

新	旧
<p>る場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得を有する者（前年中に同法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数</p>	<p>る場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得を有する者（前年中に同法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数</p>

新	旧
<p>の合計数に<u>30万5,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度分の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する。</p> <p>2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日現在において前項の規定による減額がされない世帯主等につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>56万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度分の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する。</p> <p>（出産被保険者の保険料の減額）</p> <p>第20条の4 市長は、当該年度において世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して課する当該年度分の第11条の基礎賦課額（第20条各項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の基礎賦課額）から、次の各号の合算額を減額する。ただし、当該合算額を減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>の合計数に<u>29万5,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度分の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する。</p> <p>2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日現在において前項の規定による減額がされない世帯主等につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>54万5,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度分の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する。</p> <p>（出産被保険者の保険料の減額）</p> <p>第20条の4 市長は、当該年度において世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して課する当該年度分の第11条の基礎賦課額（第20条各項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の基礎賦課額）から、次の各号の合算額を減額する。ただし、当該合算額を減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>

新	旧
<p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第11条」とあるのは「第14条の3」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「<u>6.6万円</u>」とあるのは「<u>2.6万円</u>」と、「第11条の2第1項」とあるのは「第14条の4第1項」と、「第14条第1項第2号」とあるのは「第14条の10第1項第2号」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者を」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）を」と、「第11条」とあるのは「第14条の12」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「<u>6.6万円</u>」とあるのは「17万円」と、「第11条の2第1項」とあるのは「第14条の13第1項」と、「第14条第1項第2号」とあるのは「第14条の15第1項第2号」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第11条」とあるのは「第14条の3」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「<u>6.5万円</u>」とあるのは「<u>2.4万円</u>」と、「第11条の2第1項」とあるのは「第14条の4第1項」と、「第14条第1項第2号」とあるのは「第14条の10第1項第2号」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者を」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）を」と、「第11条」とあるのは「第14条の12」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「<u>6.5万円</u>」とあるのは「17万円」と、「第11条の2第1項」とあるのは「第14条の13第1項」と、「第14条第1項第2号」とあるのは「第14条の15第1項第2号」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p>